

【自己負担割合が1割の方で複数回の住宅改修を行った場合】

1 住宅改修を2回行った場合の例（施工時期が異なる場合）

（1回目）住宅改修にかかる工事費が15万円の場合

給付費又は自己負担の別	支給限度基準額（40万円）		合計
	支給限度基準額（20万円）	遠野市上乗せ分（20万円）	
給付費	$150,000 \text{ 円} \times 90/100 = \underline{135,000 \text{ 円}}$	0円	<u>135,000円</u>
自己負担額	15,000円	0円	15,000円
工事費合計			150,000円

（2回目）住宅改修にかかる工事費が20万円の場合

給付費又は自己負担の別	支給限度基準額（40万円）		合計
	支給限度基準額（20万円）	遠野市上乗せ分（20万円）	
給付費	1回目の工事で150,000円の工事費に対して給付を受けているため、残額のみ対象となる。 $200,000 \text{ 円} - 150,000 \text{ 円} \text{ (1回目の工事費)} = \underline{50,000 \text{ 円}}$ (2回目の支給限度基準額の上限) $50,000 \text{ 円} \times 90/100 = \underline{45,000 \text{ 円}}$	支給限度基準額を超える金額について、上乗せ分で給付 $\underline{150,000 \text{ 円}} \times 90/100 = \underline{135,000 \text{ 円}}$	<u>180,000円</u>
自己負担額	5,000円	15,000円	20,000円
工事費合計			200,000円

※この場合、合計2回の工事で支給限度基準額（20万円）を超えたため、3回目以降は住宅改修の申請ができません。

また、1回目の申請で支給限度基準額（20万円）を超える工事費の申請を行った場合は、2回目以降は申請ができません。

【自己負担割合が1割の方で複数回の住宅改修を行った場合 2】

2 住宅改修を3回行った場合の例（施工時期が異なる場合）

（1回目）住宅改修にかかる工事費が5万円の場合

給付費又は自己負担の別	支給限度基準額（40万円）		合計
	支給限度基準額（20万円）	遠野市上乗せ分（20万円）	
給付費	$50,000 \text{円} \times 90/100 = \underline{45,000 \text{円}}$	0円	<u>45,000円</u>
自己負担額	5,000円	0円	5,000円
工事費合計			50,000円

（2回目）住宅改修にかかる工事費が10万円の場合

給付費又は自己負担の別	支給限度基準額（40万円）		合計
	支給限度基準額（20万円）	遠野市上乗せ分（20万円）	
給付費	1回目の工事で50,000円の工事費に対して給付を受けているため、残額のみ対象となる。 $200,000 \text{円} - 50,000 \text{円} \text{（1回目の工事費）} = \underline{150,000 \text{円}}$ （2回目の支給限度基準額の上限） $100,000 \text{円} \times 90/100 = \underline{90,000 \text{円}}$	0円	<u>90,000円</u>
自己負担額	10,000円	0円	10,000円
工事費合計			100,000円

(3回目) 住宅改修にかかる工事費が **10万円** の場合

給付費又は自己負担の別	支給限度基準額 (40万円)		合計
	支給限度基準額 (20万円)	遠野市上乗せ分 (20万円)	
給付費	2回目の工事で合計 150,000 円の工事費に対して給付を受けているため、残額のみ対象となる。 200,000 円 - 150,000 円 (1 回目の工事費) = <u>50,000 円</u> (3 回目の支給限度基準額の上限) 50,000 円 × 90 / 100 = <u>45,000 円</u>	$50,000 \text{ 円} \times 90 / 100 = \underline{45,000 \text{ 円}}$	<u>90,000 円</u>
自己負担額	5,000 円	5,000 円	10,000 円
工事費合計			100,000 円

※この場合、合計 3 回の工事で 支給限度基準額 (20万円) を超えたため、4 回目以降は住宅改修の申請ができません。
 また、支給限度基準額 (20万円) を超える工事費の申請を行った場合は、2 回目以降は申請ができません。